

東京大学大学院総合文化研究科 特任講師（特定有期雇用教職員） 公募要項

1.	職名及び人数	特任講師 1名
2.	契約期間	2025年4月1日～2026年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。ただし、更新回数は1回、在職できる期間は2027年3月31日を限度とする。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科広域科学専攻 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	分散機械学習及びそれに関連する数理科学的基盤の研究・教育 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額40万円～60万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	上記の業務内容に関連する博士号を所持、もしくは取得見込みであること。
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 <a href="https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf">https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf</a> 2) 業績リスト（A4 4ページ以内） 3) 主要論文 3～5報
15.	提出方法	〈電子媒体での提出の場合〉 上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。 <a href="https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/5615012337_utac_u-tokyo_ac_jp/EkZlUFHjP-dHqAEmNHbatSIB2tSLQ4q4UbIEjKr4cDeMPA">https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/5615012337_utac_u-tokyo_ac_jp/EkZlUFHjP-dHqAEmNHbatSIB2tSLQ4q4UbIEjKr4cDeMPA</a> ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
16.	応募締切	2024年12月4日（水）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。

		(適任者が見つかった場合は、早めに締め切る可能性があります)
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 大学院総合文化研究科広域科学専攻 担当：今泉允聡 TEL: 080-6568-1104 e-mail: imaizumi@g.ecc.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・ 「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・ 産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（プロジェクトの状況等による。詳細は応相談）</li> <li>・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>